

防府市地域密着型サービス等の基準条例において市長が別に定める研修を定める要綱

平成25年3月25日制定

(趣旨)

第1条 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第41号）及び防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第42号）（以下「防府市地域密着型サービス等の基準条例」という。）において、市長が別に定める研修については、この要綱の定めるところによる。

(研修受講者)

第2条 この要綱の対象となる研修を受ける者は、別表1のとおりとする。

(市長が定める研修)

第3条 市長が別に定める研修は、別表2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

1 介護サービス		
サービスの種類	対象者	条項
単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所	管理者	第 6 3 条第 2 項
共用型指定認知症対応型通所介護事業所	管理者	第 6 7 条第 2 項
指定小規模多機能型居宅介護事業所	計画作成介護支援専門員	第 8 3 条第 1 1 項
指定小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	第 8 4 条第 3 項
指定小規模多機能型居宅介護事業所	代表者	第 8 5 条
指定認知症対応型共同生活介護事業所	計画作成担当者	第 1 1 0 条第 6 項
指定認知症対応型共同生活介護事業所	管理者	第 1 1 1 条第 2 項
指定認知症対応型共同生活介護事業所	代表者	第 1 1 2 条
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	計画作成介護支援専門員	第 1 9 2 条第 9 項
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	第 1 9 3 条第 2 項
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	代表者	第 1 9 4 条
みなし事業者の指定認知症対応型通所介護事業所	管理者	附則第 2 項
2 介護予防サービス		
サービスの種類	対象者	条項
単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	管理者	第 7 条第 2 項
共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	管理者	第 1 1 条第 2 項
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	計画作成介護支援専門員	第 4 5 条第 1 1 項
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	第 4 6 条第 3 項
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	代表者	第 4 7 条
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	計画作成担当者	第 7 1 条第 6 項
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	管理者	第 7 2 条第 2 項
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	代表者	第 7 3 条

みなし事業者の指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	管理者	附則第2項
----------------------------	-----	-------

別表2（第3条関係）

受講者	市長が定める研修
1 管理者	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316第2・老振発0316第2・老老発0316第6 各都道府県介護保険主幹部（局）長宛 厚生労働省老健局高齢者支援・振興・老人保健課長連名通知）第1項 管理者（第113号告示第2号及び第6号）の研修
2 計画作成担当者（計画作成介護支援専門員）	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316第2・老振発0316第2・老老発0316第6 各都道府県介護保険主幹部（局）長宛 厚生労働省老健局高齢者支援・振興・老人保健課長連名通知）第2項 計画作成担当者（第113号告示第3号、第5号、第7号及び第9号）の研修
3 代表者	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316第2・老振発0316第2・老老発0316第6 各都道府県介護保険主幹部（局）長宛 厚生労働省老健局高齢者支援・振興・老人保健課長連名通知）第3項 代表者（第113号告示第4号及び第8号）の研修